

石見幕領におけるたたら製鉄と地域社会

―播磨のたたら製鉄研究に向けて―

岩城 卓二

はじめに

ひょうご歴史研究室では、これまでたたら製鉄関係文書の調査・研究に努め、笠井今日子が新出史料である「鉄山一件」を用いて、鉄山請負と鉄山経営の実態を明らかにした。^①延宝七年（一六七九）の宍粟山崎藩の所替以降、宍粟郡の産鉄地域

は幕領に組み込まれ、「鉄山」に設定された運上山の中から、千草屋源右衛門・鳩屋孫右衛門などの商人が運上銀を納めて一〇五年で請負稼ぎをしたこと、請負にあたっては幕府山方役所役人の見分をうけて江戸の勘定所に許可が求められたこと、請負人は家屋敷・田畑などを運上銀納入の担保として差し出したことなど、山方役所と請負人

の関係が明らかされた。また、請負人は、請負期間を延長して一カ所の鉄山を六〇一〇年かけて利用すると、別の鉄山に移って製鉄業を継続したが、これは炭生産のための資源を刈り尽くした鉄山を休ませ、資源を回復させるためであった。そのため、製鉄業を継続するには、鉄山を移動し、製鉄施設を新設しなければならなかったため、経営が不安定化することにもなったという。

今後、こうした研究を積み重ね、たたら製鉄が盛んであった出雲など中国地方との比較検証が必要となるが、比較にあたっては、藩領と幕領の違いに留意する必要がある。経営規模・形態の違いは、地形や砂鉄・炭の供給、技術力などに起因しようが、松江・広島藩など藩権力により保護された地域のたたら製鉄と、幕領とでは、たたら

製鉄を操業するための基本的条件が異なっていたものと思われる。

では、比較対象とする地域をどこに求めるのか。その一つは石見国内の幕領におけるたたら製鉄であろう。近世の石見国は、浜田・津和野藩領と幕領に三分されていた。たたら製鉄業が盛んな地域であったが、出雲や安芸などに比べると研究蓄積は少なく、とくに幕領におけるたたら製鉄の研究は遅れている。その理由としては、たたら製鉄研究の重要なテーマである鉄山政策を検討するうえで、幕領は藩のような鉄山政策によるたたら製鉄業保護の程度が低いこと、出雲と比較すると、中小の製鉄業者が多く、まとまった史料が残されていないことなどが考えられる。しかし、それは幕領では、藩領とは異なる形態のたたら製鉄業が展開していたということであり、出雲などで展開した大規模経営とは違う視点から、たたら製鉄の歴史を考えることができよう。

この点で、石見幕領を対象に、御林請負制度から幕府の鉄山政策の変容を読み取り、それと関連付けながらたたら製鉄業の変遷を論じた笠井今日

子の仕事が注目される^③。

石見幕領内の林野は、幕府大森代官所が管理する御林と百姓山に大別された。御林は石見銀山で利用される銀吹用の炭を供給する山であったが、たたら製鉄業者が入札によって御林請負の権利を得て、銀山の必要に応じて銀吹炭を納め、残りをたたら製鉄業に利用することができた^④。

笠井によると、一八世紀半ば頃までは、御林内にたたらをはじめ製鉄施設が設けられていたが、次第に製鉄施設と御林は分離し、御林は燃料供給源として機能するようになった。それは、単一の御林でたたらの操業に必要な物資を調達し短期的な操業を行う段階から、たたら製鉄に必要な物資を多方面から集め、比較的安定した経営を継続できる段階への移行であった。そして、それを可能にしたのが天秤鞆をはじめとする技術革新であった。結果、石見の大河である江の川中流域に燃料供給源となる御林、原料となる砂鉄の移入や製品を移出するに便利な下流域に製鉄施設が集中していったとする。また、有力な業者は御林資源の集積を図り、幕府も請負期限の延長を認めることで

これを助けたため、入札制度によってすべての業者に開かれていた御林請負の権利は、一部の業者が独占・保持するようになっていったという。しかし、一九世紀に入ると、こうした業者の衰微がみられるようになり、新興の業者が参入してくるようになった。石見は、小規模な製鉄施設が濫立することが特徴だとされるが、それはこうした展開を経て現れたと、笠井は推測する。小規模経営が濫立する理由は明らかでないが、資源の枯渇によって銀山が衰退していくなか、たたら製鉄業が盛んになることで、御林の資源を利用する主体が銀山からたたらへと変わり、たたら製鉄業が幕領内の「経済を支える産業」として注目されるようになったというのである。

御林請負制度や運上のあり方の変化から幕府鉄山政策の展開を読み取り、御林請負の実態を解明した笠井のこの仕事は、先述した同人による「鉄山一件」の分析と通じるところがあり、宍粟郡幕領と石見幕領のたたら製鉄が比較検討の対象となり得ることが知られる。

そこで、以下では、小規模経営が濫立する一九

世紀以降を中心に、これまで筆者が収集した史料から、石見幕領におけるたたら製鉄業について、とくにたたら製鉄が地域社会の「成立」^{なりたち}に果たした役割という視点から、いくつかの論点を提供し、今後の播磨におけるたたら製鉄研究の進展に資したいと思う。なお、史料では、たたら製鉄業者は「鉄山師」・「鑪師」と表されたり、あるいはこうした肩書きなしのこともあるが、本稿では、その違いを十分に考慮できていない。

一、基幹産業となったたたら製鉄業

一九世紀に、石見幕領内のたたら製鉄が幕領内の「経済を支える産業」になっていたことは諸史料から窺える。

たとえば、天保六年（一八三五）三月七日、石見幕領を支配する大森代官所より幕領への廻状には、「当国^{諸カ}鉦稼之儀者百姓共作間炭木・鉄砂繩菰駄賃所之□稼^{諸カ}二茂相成、御年貢納等之助二も相成候処、近年銑直段下落いたし、郡中一統金銀不融通」^⑤になった、と記されている。

これは、大森代官所が、石見幕領産銑鉄の売払い手順の取り決めを求める鉄山師の願いに応じて、輸送・売払いに携わる船持の意向を確認する廻状に記されたものであるが、大森代官所は、たたら製鉄業が百姓の賃稼ぎの機会を提供していたこと、銑鉄価格の下落は「郡中一統金銀不融通」につながると認識していたことが知られる。

当然、規模によって違いはあるが、たたら製鉄の現場では多数の職人・労働者が働いたため、たたら製鉄業者は食料米を確保する必要があった。石見幕領では、年貢米が払い下げられる買請米という仕組みがあり、それが銀山の食料米に充てられたが、買請米は、たたら製鉄業者や浦方の人々に対しても行われていた。

一例をあげると、嘉永元年（一八四八）七月、農業の作間にたたら製鉄業と、原料となる砂鉄採取稼を営んでいた邑智郡上野村の百姓幸左衛門は、「夫食居村米無数、買入方差支難渋」のため、大森代官所に買請米を願い出た。願いは聞き届けられ、上野・長藤・八色石村など六カ村の年貢米の買請米を許されている。^⑥

この買請米は、銀山の経営や石見幕領支配にとって重要な制度であったが、慶応二年（一八六六）には、銀山関係者に四二〇〇〜四三〇〇石程度、たたら製鉄関係者・浦方に五六〇〇石程度と、買請米はたたら製鉄関係者などの方が多かった。^⑦

しかし、買請米だけでは幕領内の食料米を充足することができなかつた。そこで、一九世紀には北国米をはじめ他国米が移入されていた。そのため、その供給先が不作になると、食料米が不足することもあった。^⑧ 嘉永七年二月二日の大森代官所廻状には、「一体穀物不足之土地柄、殊二昨年之早損二而一般二夫食引足兼可申哉も難斗候二付、其浦々より銑鉄類、其外国産之諸品積立、国々江差向候廻船帰帆之節者先々ニおゐて米穀買入積込」と記されており、^⑨ 銑鉄を運送した廻船が、他国で食料米を購入していたことが窺える。鉄を売って、米を買っていたのである。

一九世紀に入ると、石見幕領内では銀子が不足していたが、銑鉄は、この銀子不足を補うことにも一役買っていた。天保二年（一八三一）二月に幕領郡中惣代が大森代官所に、銭の他国流出差し

止めを求めた願書には、幕領内では銀子・銭が通用するが、「銀子者国産為重鉄・紙・極・芋之類、其外国産之品を以上方筋・他国より銀子取入、無差支融通」と記されている^⑩。銀子は村々の年貢納入にも必要であったが、鉄鉄をはじめ国産品を売って得た銀子が幕領内に流通することで、銀子不足が解消されていたのである。

これらは廻状や願書類の記述であり、事実の確定には具体的な論証が必要であろうが、一九世紀には、たたら製鉄業が幕領内の「経済を支える産業」になっていたことが窺えよう。

基幹産業の一つとなったたたら製鉄業であるが、その経営の規模・形態はまちまちであった^⑪。幕領におけるたたら製鉄業の実態解明は今後の課題であるが、以下に、小規模と思われるたたら製鉄業の事例を紹介していこう^⑫。

文政六年（一八二三）正月、邑智郡布施村の六左衛門は、同村内畑ヶ谷の火下・火所の「御定請鑪山」でたたら製鉄を営むことになった。山主は布施村の百姓金三郎・栄十郎、原村百姓の重三郎であり、三人は、「御定鑪山高」二石四斗五升を

大森代官所に納めることで、御定鑪山の雑木からたたら製鉄に必要な炭の生産や薪の伐採を許されていた。実際に炭の生産、薪の伐採をしていたのは「山子」であり、山子が山主に「毛上代銀」として二石四斗五升を納めていた。ただし、山子「炭焼」ではなかったようで、山子と炭焼の関係はよくわからない。

六左衛門は、翌七年一二月までの二年間、この御定鑪山においてたたら製鉄を操業した。二年間、炭・薪は山子より六左衛門に渡され、「御定鑪山高」二石四斗五升は、六左衛門より山主三人に納められることになった。

山主と六左衛門が交わした議定によると、「打鑪」・「天秤」・「狸皮」など製鉄に必要な施設・道具は、山主より六左衛門に提供された。そして、「打鑪」の修復は山主、「天秤」は、修復が必要となった初回は山主、以後は六左衛門と山主が順番に修復することになっている。一方、「狸皮」の修繕は六左衛門が行うと記されている。「天秤」は製鉄炉の温度を上げる天秤鞆のことで、「狸皮」は天秤鞆のパツキンの役割をする備品である^⑬。

操業を終えたときは、たたら製鉄の現場の原状回復が約束されているが、「押道具一切、其外諸道具等之儀者別紙目録之通り山主方」、「床之儀者山主方焼吹地二致相渡」等々、六左衛門は山主よりたたら製鉄に必要な場所・諸道具を用意された。ただし、打鑪・天秤・諸道具を焼失した場合は、六左衛門が銀札三五〇匁を弁済することになっている。そして、六左衛門は、「鑪六日押壺ツ二付正銚式拾五貫目御渡可被成約束、尤五日押二而も右同断、四日押二も相成候ハ、六日押之割合を以御渡可被成候、若三日押二も相成候ハ、無賃之約束」を交わしている。たたら製鉄を営むに必要な設備・道具が用意される代わりに、産出された銚鉄の一部が山主に渡されたのである。

燃料となる炭は、御定鑪山が所在する畑ヶ谷の火下・火所の他、金三郎など三人の「仲間持」である中の谷の三カ所より買い入れることになった。中の谷は鑪山ではない百姓山と思われ、布施村では、村内各所で炭の生産が盛んであったことが窺える。そして炭の生産と、たたら製鉄の現場までの運送は村民の賃稼の機会となった。たたら製鉄

に関わる仕事を求めて、他村から出稼ぎに来る者もいたようである。

六左衛門の炭・薪の需要は、この三カ所から賄われ、不足した場合は、村内の他所で生産された炭、さらに不足する場合は隣村の炭の購入が認められている。そしてたたら製鉄の現場で働く職人・労働者の賃銀・生活必需品などは銀札・銭で支払い、下屎は山主が引き取ることになっている。

議定には、「鑪吹方之儀者毎月床不冷様二御吹可被成約束、万一御手元差支之儀も有之候而及永ク立間二候節者、此取替シ有之候而も山主共勝手次第二相稼キ可申約束」と記されている。また、「寄吹之儀者山主方春式ツ、秋式ツ勝手次第二吹可申約束御座候、尤其節諸人用等ハ山主方出シ」ともあることから、山主は、自身でたたら製鉄を行うこともできた。

六左衛門は所持高三石余、六人暮らしで、山主の金三郎・栄十郎は親類であった。所持高三石余では農業だけで生計を立てることは難しく、「作間稼」として山主三人よりたたら製鉄を「下夕請」した。石見幕領内では、「御定請鑪山」山主から

の下請という操業形態が展開していたのである。

このように六左衛門のたたら製鉄は、職人・労働者の雇用を生み、布施村内の炭生産を助けることになった。また、輸送のため村内の道橋の利用を許されたが、一部については地主に利用代を支払っている。たたら製鉄は、六左衛門だけでなく、布施村村民の生活を支える役割を果たしていたことが窺えよう。

二、炭の生産・確保

たたら製鉄には、大量の炭が必要であった。幕領の林野は、大森代官所が管理する御林と、百姓が個人、もしくは村が共有する百姓山に大別されていたが、元禄十一年（一六九八）⁽¹⁴⁾において、御林面積の約九〇％は邑智郡に所在した。御林は、入札によって請負の権利を得たたたら製鉄業者が、銀山に必要な銀吹炭を公納することで、御林の資源をたたら製鉄業に利用できる仕組みになっていた。⁽¹⁵⁾ 布施村の金三郎など山主三人の「御定鑪山」も御林内にあつたと思われる。

享保四年（一七一九）四月、大森代官竹田喜左衛門より幕府勘定所への届書によると、御林内の松木は、大坂に運ぶ年貢銀を収める箱や、幕府領村々で必要な用水樋や普請の杭木に用いられた。⁽¹⁶⁾ 一方、雑木・小木は、「銀山灰吹炭木并鑪山願出候節場所切吟味仕、五、七年程宛年を切、入札を以御運上銀相極、請負山」にしてきた。そして、「請負山」の年限がくると、「五、七年者立山二致置、苗木・小木植不申候得とも古来之根より若生育、五、七年過候得者吟味仕、又入札申付、請負山」にすると、記されている。「立山」とは伐採が制限・禁止になる御林のことであろう。つまり、立山↓請負山↓立山↓請負山と循環させることで、炭を供給する林野資源の保護・回復が図られていたのである。こうした林野資源の保護は、播磨宍粟郡と同じである。

たたら製鉄の隆盛によって林野資源の需要が大きくなると、百姓山でも炭の生産が盛んになった。炭の生産は、百姓にとって重要な農間稼となるが、需要はたたら製鉄の景気に左右された。たたら製鉄が不景気となれば炭の需要は減るため、炭の新

しい販路が必要となるが、次に紹介する事例は、たたら製鉄の不景気によって減少した炭の需要を確保し、自村の百姓の炭生産を支援するために、村をあげて百姓山への鍛冶屋の誘致を目論んだものである。

文化二年（一八〇五）四月、邑智郡村之郷村の宗助など百姓山の所持者六人と村役人など一八人は、邇摩郡大森町の田儀屋民右衛門・藤吾と、二七カ所の「山毛上」の売り渡しと、鍛冶屋稼について⁽¹⁸⁾の取り決めを交わした。取決書によると、売り渡すことにしたのは、「久々鉄山不景気故百姓小林山悉ク立茂り、猪鹿相籠、田畑ヲ荒シ、村方一同困窮」に陥ったためであり、「村内惣百姓一同相談」の上、田儀屋に二七カ所の樹木を文化二年より一〇年間買い取ってもらい、「鍛冶屋御稼」をしてもらうことになった。

この取決書には、山の所持者の他に、屋号を持つ古屋善右衛門・越後屋増兵衛、田儀屋の「稼キ方」「取引」などの「諸世話」をする勝左衛門が居住する石見浜田藩領邑智郡高見村の百姓二名が加わっている。彼らは村之郷村で生産された炭の

運送・売買に関わった人々と思われ、村之郷村にとって炭生産は、百姓成立を左右する産業であったことが窺える。

後に、村之郷村が大森代官所に田儀屋の他に新しい鍛冶屋稼の許可を求めようとした際、田儀屋は「鉄山不盛二付村方山毛上売払出来不申、村中難渋之趣、右村二者是迄鍛冶屋・鑪所相稼候もの」がいなかったため、鍛冶屋稼を頼まれたと主張している。これに従えば、村之郷村内には生産した炭を必要とする産業は展開しておらず、周辺のたたら製鉄業者などに販売していたが、たたら製鉄の不景気によって炭が売れなくなったため、村内に炭を必要とする産業を誘致することで、他所売り以外の炭の販路を開拓しようとしたといえよう。炭の需要を村内に取り込もうとしたのである。

こうした事情を背景に、村之郷側が田儀屋に鍛冶屋稼を依頼したこともあつてか、この取決では、田儀屋に有利な条件が結ばれている。火の用心に心掛けねばならないが、「火職候得ハ、案外不慮之儀ハ無抛儀二御座候得ハ、村方兎哉角申間敷」こと。鍛冶屋敷は「喜右衛門持分」を提供するこ

と。ただし毎年、同人に小作米六斗五升を支払うこと。鍛冶屋敷への通路は牛馬が通行できるように整備すること。鍛冶屋用の土は、「喜右衛門分」から勝手次第に採取すること。「喜右衛門分」の土が不良であったときは、「幾右衛門分」・「富右衛門分」の土を差し上げること。たたら製鉄で生じる「かねくそ」は鍛冶屋の前に捨てて良いこと。下屎は田儀屋が引き取って良いこと。製品輸送などのための牛馬の飼料を用意すること等々である。喜右衛門などは村之郷村民と思われ、村をあげて田儀屋に鍛冶屋稼を依頼したことが窺える。

炭については、二七カ所の雑木から生産される炭が不足した場合、他所からの購入も容認されている。また、二七カ所以外の村内の雑木も田儀屋の需要を優先し、需要がないときだけ他所に売り払うこととなっている。そして、田儀屋はたたら製鉄を操業し、炭はこれに利用してもよかった。こうした田儀屋の鍛冶屋を支える取決が交わされたのは、村之郷村にとっては、安定的な炭の需要の確保が優先課題だったからであろう。

田儀屋は穀物・諸物資を取り扱う問屋であり、

大森代官所の年貢銀・上納銀などを取り扱う掛屋を務めていた。幕領の政治・経済に大きな影響力を持つ富裕者であったが、田儀屋にとって鍛冶屋稼による収益がどれほど見込めたのかは不明である。

幕領内で鍛冶屋稼をするには、幕府に「床役運上銀」を納める必要があった¹⁹。取決書を交わした田儀屋民右衛門と村之郷村の村役人は、「村之郷百姓持山立茂、猪鹿相籠難儀」していることを理由に、田儀屋が鍛冶屋稼をすることの許可を幕府代官所に願っている。

この願いのように、鍛冶屋稼を許可されるために田畑への被害と年貢への影響を主張することは、近世の常套手段であった。近世は、私的利害を田畑被害・年貢上納と関係づけ、幕藩領主権力に、自らの主張の正当性を訴える社会であったが、炭の需要が減って木々の伐採が滞ると、木々の茂みに猪鹿が潜み、田畑を荒らすという主張は他にも確認できる²⁰。

寛政五年（一七九三）一〇月、百姓入会山の利用を制限された邇摩郡福光下村内釜野郷の惣百姓

は、山請人が入会を制限し、「林立テ積り」であるが、そうなれば猪鹿の被害が増えると、山請人の願に異を唱えている。「林立テ積り」が炭生産のためであったかはわからないが、炭生産による木々の伐採によって、人と猪鹿の棲み分けが行われていたことが窺えよう。

このように村之郷村は、鍛冶屋を誘致することで、たたら製鉄の不況による炭需要の減少を補おうとした。たたら製鉄は、農業だけでは暮らせない山村に炭生産という生業を生み出し、人と動物の棲み分けという役割も果たしていた。たたら製鉄の好不況を、広く地域社会の成立に関わる問題として位置付ける視点が必要となろう。

三、鉄屎の処理

鉄を取りだした後の不要物を「鉄屎かなくそ」という。田儀屋は鍛冶屋敷前への鉄屎投棄を許されたが、鉄屎は土に還らないゴミであり、産業廃棄物であった。鉄屎の処分について、これまで検討されたことは少ないように思われるが、次に紹介する事例

は、鉄屎に関わる重大な論点を提供してくる。⁽²¹⁾

現場は、那賀郡都治本郷村。都治本郷村の願いは、邇摩郡波積本郷村の二川筋に投棄された二川鑪の鉄屎が、大水になると流出して同村の川底に堆積し、水利施設が破損されたので、河川への投棄を止めさせてほしいというものであった。「平水二而も田方より高く相成、郷内之田畑不残石砂入二罷成、御不益筋之儀者不及申上、村内百姓一同極難」と、窮状を訴えている。

これに対して、波積本郷村側は、二川鑪は一四〇、五〇年前に操業を始め、「鉄山之鉄屎数年来二川江負捨」ててきた。そして、四、五〇年前から各地にたたら製鉄場が増えて過剰供給となり、製鉄高は減少しているので、二川鑪の鉄屎だけで河床が上昇することはない。河川以外に「捨場」はなく、たたら製鉄の操業を止めると、「稼人者勿論、居村・隣村之もの作間是而已之渡世仕来候もの多分有之、多勢之難儀」になると、これまで通り、鉄屎は河川に投棄したいと願った。「鉄山之儀者余之職分与違、稼人斗之利益二相成候もの二而無御座、近辺一同之潤ひ二相成候職分二御座

候」と、たたら製鉄業が地域経済に果たす役割の大ききにも言及している。

両者の主張をうけ、大森代官所の役人が実況見分するが、鉄屎によって河床が上昇している場所を確認できなかった。また、都治本郷村側が主張する「三拾ヶ年已前迄者外場所二而相稼、鉄屎川江不捨、近辺地方江取除積置」いていた「鉄屎積置候地所」や、現在の操業場所の近辺に設けられているとする「鉄屎捨地」も確認できなかった。

鉄屎を「川筋御普請之節石羽口杯二遣ひ候哉之間伝」も、「申伝斗」と否定された。鉄屎のリサイクルを主張したが、根拠がないと否定されたのである。そして、別の場所で操業していた三〇年前から鉄屎は河川に投棄され、現在の操業場所周辺に「鉄屎捨地」にできる空地はないとされた。

主張はことごとく否定されたが、都治本郷村は、近所に山畑があるので、「何程鉄屎相嵩候而も差支無御座、右畑御年貢地二御座候共、夫丈之儀者稼人弁上納いたし、捨場」とすることを願った。

また、「鉦稼者波積本郷二不限所々二有之、其村者勿論、隣村迄も潤ひ相成候」ことは間違いなく、

河床の上昇も「鉦稼二付諸色運送、又者日雇等村内無高百姓共少々宛為二も相成候」ため、これまで訴えることを控えてきたが、波積本郷村が「隣村百姓共一統難儀を不厭彼是申立」ることには承伏しかねるので、河川への投棄の中止、あるいは操業場所の移転を求めたいと、反論した。

大森代官所は、都治本郷の訴えを門前払いにしたわけではない。実況見分をして、鉄屎が堆積している場所を確認したが、問題ないと判断している。しかし、代官所が河川投棄を認める判断を下した大きな要因は、山畑は「鉄屎捨地」にできるような「広場」ではなく、たとえ「捨地」にしても「此已後無際限稼故、暫時二積重り、人夫も多分相掛り、稼方難出来時者御不益筋二相成」と述べているように、地域経済に占めるたたら製鉄業の大きさであった。代官所も、空地があれば「鉄屎捨地」を設ける必要性を認識していたが、「捨地」を確保できなくとも、地域や幕領全体の経済に寄与するたたら製鉄を維持するには、河川投棄を容認せざるを得なかったのである。

都治本郷村の主張が、どれほどの根拠あつての

ことかは不明であるが、鉄屎被害よりもたたら製鉄の維持が重視された。たたら製鉄の存続が、農業の維持につながるという構造が生まれていた。

四、技術の流出と保護

一九世紀には、「郡中金銀融通第一之重稼二付直段之高下二随ひ鉄山師者勿論、百姓一統之浮沈二抱、自然御年貢上納方二相響」くような幕領の基幹産業に成長していたたたら製鉄業であったが、諸藩領でたたら製鉄業の振興が目論まれるようになる、職人・炭焼などを連れて、他所でたたら製鉄を操業する者が出てくるようになった。

文政一三年（一八三〇）正月、これに危機感を持った幕領内の鉄山師一五人は、大森代官所に他所稼を禁止するように願ひ出た。⁽²²⁾

願書によると、鉄山師は「国々ニ於て鉄山出来候而ハ御支配所衰微之基ひ」となることを危惧し、近年起こった石見幕領民による薩摩と肥後における操業を問題視している。

前者は、邇摩郡温泉津村辰七が職人を連れ、薩

摩藩領の鉄山二カ所で操業を始めたことで、鉄山師は、これにより幕領産銑鉄の薩摩販売ルートが途絶えたと訴える。長州赤間関で「薩摩買」が途絶えたため、それを大坂に廻送せざるを得なくなり、過剰供給となった大坂で値崩れが起きているというのである。鉄山師の主張ではあるが、当時、「当御料内鉄山出銑凡三方駄、代銀凡千弍百貫目、此売捌方壺万駄大坂為登、壺万駄九州辺売、壺万駄北国筋へ売捌」いていたという。温泉津村辰七の薩州稼がいつはじまったのかは記されていないが、「近年」と記されている。

後者は、文政一二年に那賀郡郷田村市右衛門が職人を連れ肥後藩領の鉄山一カ所で操業を開始し、同一三年に新たに九カ所で操業を始めたことである。新規操業に当たって炭焼を連れて行くことも計画されていたようであるが、この市右衛門の肥後稼について、鉄山師が最も問題視したのは、「鉄山吹方ニ相用候天秤拵方之儀口伝」が流出したことであった。これは、「川本村大工とも相伝仕立」てきたもので、「川本村清三郎江市右衛門より高金を以厚頼、相調、運送」したという。石

見のたたら製鉄の隆盛をもたらした天秤鞆は、邑智郡川本村の清三郎が発明したと伝わるが、⁽²³⁾その製法が他国に広まることは、石見幕領のたたら製鉄業の優位性を脅かすこととなる。鉄山師は「当座纜之金銀ニ迷ひ他国江相伝いたし候儀ハ致間敷筈ニ御座候」と、市右衛門の行為を厳しく非難している。

鉄山師が危惧したのは、薩摩・肥後藩が藩の保護のもと銑鉄の販売に乗り出すことであった。願書には、「両国共御国主様御主法之稼方ニ付直段之高下ニ不抱売捌二候得者、九州辺ハ不及申、上方・北国筋とも一円之御売方ニ相成候儀ハ眼前之義」であり、そうなると、「当御料内少身之鉄山師とも稼方出来不申、及潰、其上郡中百姓一統難儀至極仕、自然御年貢上納方ニも相響」くと訴えている。また、「外国々在来之鉄山者其御領主様と他国稼嚴重御取締」がなされているという。

幕府代官所も基幹産業と認識しながら、この時期には藩領に比べて人材と技術の保護が不十分であり、⁽²⁴⁾その対策の必要性が、鉄山師から願い出されたことが注目される。すべての製鉄業者に「鉄

山師」を名乗れたわけではなく、たたら製鉄先進地の人材と技術が注目された例は、実は播磨宍粟郡にもある。

安政七年（一八六〇）閏三月末、信濃松本藩家中の郡奉行真木仁右衛門など三人が、播磨山崎藩陣屋町を訪れた。⁽²⁵⁾用件は「鉄山之儀ニ付御当家掛り御役人ニ面会之上、折入而相頼申度儀」があるためであった。松本藩領でも「鉄山被為稼候処、新規之義一向様子相分兼、甚当惑心配」しているからだという。

真木たちの「鉄山江罷越、様子相見申度」との求めに応じ、山崎藩の役人は、自身が知っていることを伝達し、鉄山支配人・職人との面談の機会も用意した。しかし、真木たちは、面談だけでは不十分であり、「新規寔ニ不案内之儀、伝達而已ニ而一通会得之様ニ者候へとも甚無覚束、右ニ付何卒職人共両三人借用致度」と申し出てきた。しかし山崎藩側は拒否する。また、松本藩領の開発が目論まれている場所から持参された砂鉄をみた職人も、「あしく、迎も鉄ニ者相成間敷、自然克鉄ニ相成不申節者職人之名折」と判断し、松本藩

行きを拒否した。

真木たちは、松本藩にとって新規鉄山の開発は「国益」に関わることであり、「職人方直話、猶又製方二掛ケ候上八成、不成共夫二而一同得心」と粘るが、山崎藩家老は「当方之鉄山御領分二而も無之、公領之儀、内実者御上様二而、表向徳久屋平九郎稼人二候へ者容易二取斗可致義二而無之」と、再度、職人の松本行きを断つた²⁶。しかし、城

下近郷に住居する播磨国飾西郡前之庄村辺りで、たたら製鉄に関わっていた職人と真木たちが接触することを恐れた山崎藩は、「堅ケ条を以村下職兩人・山子吉人、都合三人、出入百日借」の条件で松本行きを認めている。「堅ケ条」の詳細は不明であるが、松本への定住や技術流出の保全が図られたものと思われる。これ以前にも、「稼方之儀二付、様子見二信州辺之者参り候」ことがあったようで、石見と同じく播磨のたたら製鉄の技術力も、他地域から注目されていたことが窺える。

一章で取り上げた天保六年（一八三五）三月七日の廻状には、「銑荷物播州明石湊迄ハ勝手次第売捌候得共、以後同所より上方筋江為積登候銑者

不残大坂表江為積登」と記されており、播磨国内では、播磨産と石見産の銑鉄が競合していたものと思われる。諸藩領で鉄の生産が重視されるようになる、人材と技術の保護が重要課題となったが、藩領と幕領とでは、その対応に違いがあったようである。

おわりに

播磨におけるたたら製鉄業と同様、石見幕領におけるたたら製鉄業についても未解明な点が多い。これまで紹介した事例も断片的であるが、播磨のたたら製鉄業を考える上で、今後検討すべき点を以下、三点に整理しておこう。

一点目は、食料米の確保についてである。たたら製鉄は多くの職人・労働者を必要とし、食料米の確保は不可欠であった。石見幕領では、年貢米を払い下げる買請米という制度があったが、播磨ではどのようなにして食料米が確保されていたのであろうか。また、一九世紀には、鉄を売って地域で不足する食料米や銀子が他地域より移入されて

いた。これらは、地域経済に占めるたたら製鉄業の比重や、操業の規模・形態によって異なるものと思われ、播磨の地域経済に占めるたたら製鉄業の位置を検討する必要がある。

これと関わって、百姓の農間稼との関係を考える必要がある。たたら製鉄は、炭の生産、砂鉄の採取、その輸送と、すそ野の広い産業であった。とりわけ炭の生産は、重要な農間稼になっていた。たたら製鉄や鍛冶に必要な炭は宍粟郡内で生産されていたのか、あるいは他地域から持ち込まれていたのか。たたら製鉄と地域社会の関係を考える上で、炭の生産・流通を説明する必要がある。これは林野資源に恵まれた播磨の山の利用という点でも検討すべき課題である。

二点目は、たたら製鉄業の規模・形態と、幕府政策の展開についてである。播磨宍粟郡内においても、石見国邑智郡布施村六左衛門のような幕府に運上を収める山の山主より下請けする操業が展開していた可能性は高い。藩と幕府の鉄山政策の違いが生じる一因は、経営の規模・形態にあると考えられ、宍粟郡内のたたら製鉄業の経営の規模・

形態を明らかにする作業が不可欠であろう。

三点目は、環境との関わりである。たたら製鉄では原料となる砂鉄の採取による土砂の流出によって田畑に多大な被害が出たため、幕藩領主が厳しく規制していたことはよく知られている。石見幕領でも、代官所役人は「鉄砂稼之儀願出候得者最寄番所より相改、田畑故障無之候得者運上申附、稼御免被仰附候得とも、壹両年茂稼候姿を以両三年一度宛懸り之者見分被仰附候ハ、田畑故障有無巨細相分り取締り方宜哉」と認識している²⁷。

こうした砂鉄採集の制限や、森林資源の保護から、たたら製鉄が、自然環境に配慮していたことに注目されることがあるが、都治本郷村が、鉄屎の河川投棄中止を求めたように、たたら製鉄業は土に還らないゴミを生み出す産業であった。都治本郷村の主張に従えば、同村はたたら製鉄業が地域経済に占める大きさ故に、河川投棄による被害を沈黙させざるをえなかった。環境への配慮だけでは語れない側面にも目を向ける必要がある。

播磨のたたら製鉄研究の進展には、史料の調査・研究が不可欠である。「鉄山一件」のような幕府

や経営側の史料の調査・研究はもちろん必要であるが、まずは『千草鉄山史』・『千種町史』⁽²⁸⁾などの編纂に際して調査・研究された史料の所在確認が必要であろう。『千種町史』では、「鉄山の支配と経営」・「たたらと百姓の暮し」・「鉄砂流しと公害」等々の項を設け、小稿で述べた山の請負、たたら製鉄と農間稼、炭の生産と流通、環境問題について述べている。おそらく叙述に用いられなかった史料もあろう。また、鳥羽弘毅『たたらと村』では、多くの村落史料を用いて、たたら製鉄と地域社会の関係が論じられている。⁽²⁹⁾ 地域社会に残される史料から、たたら製鉄の痕跡を拾い上げる地道な作業が不可欠だと、筆者は、考えている。

- (1) 『鉄山一件』からみる一八世紀後期播磨国宍粟郡のたたら製鉄」(『ひょうご歴史研究室紀要』三、二〇一八年)。
- (2) 笠井今日子「近世中期石見銀山領における鉄山政策と鑪製鉄業の展開」(広島史学研究会『史学研究』二八二、二〇一三年)。
- (3) 同右。
- (4) 石見幕領の林野管理については、江面龍雄「石見銀

山と周辺農村」(『山陰―地域の歴史的性格について』雄山閣出版、一九七九年)、仲野義文『銀山社会の解明―近世石見銀山の経営と社会』清文堂出版、二〇〇九年)、佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』(吉川弘文館、二〇一二年)を参照。

(5) 島根大学所蔵林家文書「七番御用留」。林家文書については、島根大学附属図書館デジタルアーカイブを利用。

(6) 島根県大田市寄託熊谷健氏所蔵文書・目録番号五―二八―七一。

(7) 小林准士「石見銀山附幕領における買請米制度に関する基礎的考察」(島根大学法文学部紀要『社会文化論集』五、二〇〇九年)。

(8) 林家文書「六番御用留」の天保五年五月二〇日廻状には、幕領内の不作に加えて、「北国・関東凶作ニ而他国米入津無之、穀物払底ニ相成、当春夏之間夫食差支」と、記されている。

(9) 林家文書「嘉永六年御用留帳」。

(10) 熊谷健氏所蔵文書・目録番号六一―一三。石見幕領における銭遣いについては、小林准士「十九世紀半ばにおける石見国銀山附幕領の経済状況と『銭遣い』」(『石見銀山の社会と経済』、島根県教育庁文化財課世界遺産室、二〇一七年)に詳しい。

(11) 前掲(2) 笠井論文。

(12) 熊谷健氏所蔵文書・目録番号七一―四七。

(13) 笠井今日子は、鑪をはじめ製鉄施設と、幕府が管

理する御林が一体化していたのが、天秤鞆をはじめとする技術革新によって、一八世紀半ば頃から御林から製鉄施設が分離し、御林が燃料供給源として機能するようになる、と指摘している。

(14) 前掲 (4) 佐竹著書。

(15) 前掲 (2) 笠井論文。

(16) 慶応義塾大学文学部古文書室所蔵石見銀山文書・目録番号四一。

(17) 松は炭にも用いられたものと思われる。

(18) 熊谷健氏所蔵文書・目録番号二一一―二〇三。

(19) 前掲 (2) 笠井論文。

(20) 国立歴史民俗博物館所蔵・石見国邇摩郡福光下村福富家文書D二二〇。

(21) 熊谷健氏所蔵文書・目録番号六一―一九七―一七。

(22) 熊谷健氏所蔵文書・目録番号二一二―一四。

(23) 角田徳幸『たたら製鉄の歴史』(吉川弘文館、二〇一九年)。

(24) 同右によると、日本の各地で中国地方の職人を雇い入れて、たたら製鉄が行われた。薩摩・肥後では、石見幕府領の職人によって操業されたことが述べられている。また、天保一五年(一八四四)には、大森代官所が「薩摩者」に勧誘された出稼ぎを例に、職人の他国出稼を禁じたことにもふれている。

(25) 公益財団法人山崎本多藩記念館所蔵・安政七年国元日記。なお、松本藩士の来訪については、すでに、鳥羽弘毅『たたらと村 千種鉄とその周辺』(千種町

教育委員会、一九九七年)、中川清「播磨國(兵庫県)

泉屋鉄山」(<http://mineralhunters.web.fc2.com/izumiyatetuzan.html>, 2005) でふられている。また、中川は、松本藩士が持参した砂鉄が、信濃大日方鉱山のものと推測している。

(26) 「御上様」は山崎藩主のことであることから、幕領内のたたら製鉄と山崎藩の関係を考える上で興味深い記述である。

(27) 慶応義塾大学文学部所蔵石見銀山文書・目録番号三八。

(28) 宇野正磯『千草鉄山史』上・中・下(私家版、一九六六・六八・七〇年)、『千種町史』(千種町、一九八三年)。

(29) 前掲 (25)。